

令和 3 年度事業計画

令和3年度事業計画

〈基本理念〉

子どもから高齢者までの誰もが、白河市の歴史と郷土を大切にし、市民の皆様、関係機関・団体等と市、社協が制度・分野ごとの枠を超え、相互のつながりを深め、連携・協力し合える関係性を構築し、地域で支援を必要とする方が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう「誰もが安心 みんなでつくる福祉のまち しらかわ」の実現を目指し地域福祉を推進していきます。

〈基本方針〉

少子高齢社会、孤独死や自死、ひきこもりといった社会的孤立、経済的困窮や低所得、権利擁護の問題や地域での生活支援体制づくり等、地域における福祉課題や生活課題は、ますます多種多様化し、改めて住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの実現が求められています。

そうした状況の中、国は、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を構築するために、地域住民や福祉関係者及び行政機関等、誰もが地域の一員としてそれぞれの役割のもと、世代や分野を超え連携し、支え合っていく地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

また、全国社会福祉協議会が、「社協・生活支援活動強化方針（行動宣言と第2次アクションプラン）」及び「地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて」において求められる方向性と実践すべき主な事業・活動を示したことを踏まえ、本会もこれまで以上に新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら地域福祉の推進をしていきます。

次に、介護事業においては、2025年問題に向けて、適切なサービスを受けられるよう、①地域包括ケアシステムの推進、②自立支援・重度化防止、③多様な人材の確保と生産性の向上、④介護サービスの適正化等を念頭に置きながら、更にサービスの質を向上させ安心して利用できる環境づくりに取り組んでいきます。

さらに、保育事業においては、85年が経過した白河保育園園舎の移転改築工事も完了し、素晴らしい保育環境が整いました。白河保育園、白河みのり保育園ともに園児・保護者に信頼され喜ばれる保育に努めていきます。

こうした状況を踏まえ、本会は、高い公益性が求められる社会福祉法人としての自覚を持ち、地域福祉の推進を目的とする団体である特性を発揮し、組織、事業、財政など検証しながら、財政基盤の強化を図り、地域福祉の向上に寄与するため、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう「誰もが安心 みんなでつくる福祉のまち しらかわ」の実現に向け、第2期白河市地域福祉活動計画をもとに地域住民や福祉関係者及び行政機関等と連携し、各種事業を推進していきます。

〈重点目標〉

- 安定的な運営を図るための組織体制の強化
- 安定的な経営を図るための財政基盤づくり
- 第2期白河市地域福祉活動計画の実施
- 白河市民生児童委員連絡協議会及び各種団体との連携の強化
- 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステム構築取り組みの強化

〈事業実施計画〉

1 法人運営

(1) 会務運営及び組織体制の強化

- ①会務運営として理事会、評議員会及び三役会を開催します。
- ②組織体制の強化を図るため、職員体制の整備、新規職員の人材確保、人材の定着に努めます。
- ③社会福祉協議会の使命や事業計画の着実な実施に向けた管理職会議等を開催します。
- ④職員の資質向上のため、積極的に研修参加機会の提供及び資格取得の支援強化を図ります。

(2) 財政基盤の強化

- ①自主財源の確保を図るため、一般会員、特別会員、賛助会員の加入を促進し、会費を財源とした地域福祉推進事業のPRと会員加入率の向上を図ります。
- ②共同募金配分金及び寄附金を活用し、地域福祉・在宅福祉事業を推進することで、共同募金や寄附金への理解を得られるよう努めます。
- ③公費補助金や受託事業の確保、介護保険事業を推進することで、安定した事業経営及び法人の財政基盤の強化を図ります。

2 地域福祉

(1) 支え合い・助け合いの地域づくり

①見守り活動の推進

生活支援体制整備事業（第2層協議体）において作成した見守りハンドブック等を活用し推進します。

②地域世代間交流事業の推進

各種団体等が実施する世代間交流事業を支援します。また、本会の保育園やデイサービスにおいて、児童、生徒、各種ボランティアを受け入れ交流を図ります。

③住民主体の居場所づくりの推進

行政や町内会、各種団体等と連携し、住民主体で行う居場所づくりを支援します。

④福祉台帳システム活用の充実

行政や民生児童委員と情報を共有し、効果的な活用をしていきます。また、町内会における支え合いマップづくり等にも活用し地域づくりを推進します。

⑤福祉懇談会・相談会

サロン会場や町内会行事等に出向き、福祉事業の説明、地域の福祉課題の話し合い、福祉に関する相談を行い、町内会等との連携を図ります。

⑥子育て支援事業（白河保育園・白河みのり保育園）

保育園内だけでの事業実施にとどまらず、地域に出向くなど園外での子育て支援を実施します。また、保育園で所有する絵本の貸出サービスをすることで、子育て中の親子が集える場を作ります。

（２）地域の誰もが参加できる環境づくり

①ボランティアセンター事業の充実

ボランティア活動を総合的に支援するセンターとして、白河市ボランティア連絡協議会や関係団体等との連携を深め、また地域やボランティア団体の活動事例紹介等の情報を発信し、ボランティア活動の活性化や人材育成を進めます。

②ボランティア講座の実施

ボランティア活動のきっかけや興味が持てるような研修、講座等を実施します。

③災害ボランティア活動支援体制の整備

平時から災害時に備えるため、災害ボランティア関係研修会への参加、出前講座形式による災害時炊き出し訓練等を実施します。また、白河市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル策定にかかわった関係機関をはじめボランティア団体との連携強化等に努めます。

④児童・生徒のボランティア活動普及事業

市内の小学校・中学校・高等学校をボランティア協力校として指定し、ボランティア活動支援及び活動費の助成（３年間）を行います。（東中学校１年目）

⑤サマーショートボランティアスクール

高校生を対象に、夏休み期間を利用して、福祉施設における３日間のボランティア活動体験の場を提供します。

⑥ボランティア活動保険の加入促進

ボランティア活動をしている団体・個人へのボランティア活動保険の加入促進及び事務手続きを行います。

⑦ボランティア情報「ささえあい」の発行

ボランティア情報を社協だより「なごやか」の紙面を通して、ボランティア団体の紹介、活動の報告、募集案内等を発信します。（年２回）

⑧社会福祉関係団体との連携

社会福祉活動に携わる様々な機関・団体との連携を図り、地域福祉事業の推進及び

継続した活動の展開を図ります。また、地域における公益的な取り組みとして、他の社会福祉法人やNPO法人等の関係団体と連携を図ります。

⑨福祉まつり

屋内ゲートボール場「すぱーく白河」を会場に、ボランティア団体の協力により福祉まつりを開催します。

⑩福祉講演会

福祉に関心を持っていただくために、市民を対象に福祉講演会を実施します。

⑪福祉教育

福祉について考える機会となるよう、体験を通して学びながら理解を深めてもらうことを目的に高齢者疑似体験・手話教室・点字教室・災害時炊き出し訓練を出前講座形式により実施します。

(3) 安心してサービスを受けられる体制づくり

【地域福祉サービス】

①日常生活自立支援事業(あんしんサポート) (受託事業)

認知症高齢者や障がいのある方、判断能力が不十分な方(ただし、契約行為が理解できる方)を対象として、契約を結び福祉サービスの利用援助や生活に必要なお金の出し入れの支援を行います。

②生活福祉資金貸付事業(受託事業)

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯の経済的自立と生活の安定を目的に、民生児童委員や自立相談支援機関等と連携して支援を行います。

③生活援助資金貸付事業

低所得者を対象として必要な生活資金の貸し付けを行い、その世帯の生活の維持と安定を図ることを目的に、民生児童委員や自立相談支援機関等と連携して支援を行います。

④福祉人材センター事業(受託事業)

福島県社会福祉協議会の専門職員が偶数月に来所し、福祉の職場で働きたい方々の求職登録受付や各種相談に応じる「福祉の仕事相談会」を行います。

⑤白河市中心老人福祉センター事業(指定管理事業)

市民の福祉増進を図るための施設として、指定管理のもと適正に施設を運営します。

⑥車いすの貸出

短期間(2~3日程度)の車いす無料貸出をします。

⑦児童福祉事業(白河保育園・白河みのり保育園の運営)

保育所では、保護者が働いているなどの何らかの理由によって保育を必要とする乳幼児を預かり保育します。

児童福祉施設最低基準及び保育所保育指針に基づき、年齢や子どもの個人差などを考慮し、養護に相当する「生命の保持」、「情緒の安定」、並びに教育に相当する5領域

(健康、人間関係、環境、言語、表現)を健全に保育することを目指します。

そのため、園内研修や外部研修などにより保育士の資質向上を図るとともに安定経営のための人員配置及び施設管理に努めます。

⑧生活支援相談員事業(受託事業)

東日本大震災による被災者の生活復興支援のため、復興公営住宅や借上住宅等における見守り、相談、福祉制度の情報提供、被災者を中心とした交流の場づくり等の支援を行います。

⑨共同募金(募金運動・募金配分金事業)

共同募金運動は、10月1日から3月31日まで共同募金会によって、都道府県を単位として行われる募金活動です。募金は、災害時支援をはじめ県内の民間が行う社会福祉事業の貴重な財源となっており、本会にも募金が配分され、地域福祉事業に活用されています。配分事業計画は次のとおりです。

(令和2年度赤い羽根共同募金配分金による事業)

多世代交流事業 ボランティア養成講座 児童・生徒のボランティア助成事業
高校生サマーショートボランティアスクール ボランティア情報紙発行事業
福祉まつり 福祉講演会 白河市ボランティア連絡協議会助成事業
ボランティア団体支援助成事業 手話講習会助成事業 福祉のつどい
白河市社協だより広報誌発行事業 白河市社協ホームページ運用事業
少年少女球技大会助成事業 高齢者作品展示会助成事業

(令和3年度地域歳末たすけあい募金配分金による事業)

歳末配食(おせち料理)サービス事業 安心おやすみサービス事業
歳末パトロール事業 東日本大震災避難者地域交流クリスマス会

⑩心配ごと相談事業

毎月2回、白河市中心老人福祉センターにおいて、地域住民の日常生活の中で起こるあらゆる悩みごとの相談に応じ、問題解決できるよう適切な助言や援助を行います。

⑪福祉のつどい

市内在住の70歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、孤独感の解消や親睦を目的とした交流会を白河市民生児童委員連絡協議会と協働して開催します。

⑫白河市介護支援いきいき長寿ポイント事業(受託事業)

高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、管理機関として広報啓発に努め、参加登録者の拡大を図ります。

⑬生活困窮世帯への支援

自立に向けた相談支援を行いながら、少しでも安定した生活が送れるよう、白河市や関係機関と連携して支援を行います。

⑭白河市生活支援コーディネーター業務(受託事業)

高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで暮らせるよう、地域資源の把握、担い手や活動する場の確保、多様な主体との連携に努め、高齢者を支え合う地域づくりを推

進めます。

⑮社協だより「なごやか」の発行

社会福祉協議会の事業内容を積極的にPRし、本会の活動内容や福祉に興味を持ってもらえるよう努めます。(年4回発行)

⑯声の広報の貸し出し

ボランティアの協力により社協だより「なごやか」や白河市の「広報しらかわ」の音訳CDを作成し、視覚障がい者等に貸し出し、情報提供を行います。

⑰ホームページによる情報発信

本会の事業内容及び情報公開・情報提供を充実させるため、ホームページを定期的に更新し、本会活動を県内外へ発信します。

⑱フェイスブックによる迅速な情報発信

本会の地域福祉情報や災害時におけるボランティア情報等を迅速に提供できるようフェイスブックを運用し県内外へ情報発信します。

【在宅福祉サービス】

①介護保険事業（訪問介護・訪問入浴介護（休止）・通所介護・居宅介護支援）

介護従事者の人手不足が全国的に蔓延するなか、白河市においても、年々厳しさを増す傾向にあります。本会においても、人材確保に向けた取り組みを強化し、継続的にサービスが提供できるよう努めます。

このような状況を踏まえ、利用者や世帯の生活課題を把握し、安心して日常生活が送れるよう、質の高い在宅サービスを提供し、更なる利用促進に努めます。

（各事業における方針）

- ・人材確保の取り組みを強化します。
- ・利用促進を図り安定した経営を目指します。
- ・職員の資質向上（接遇技術の向上）に取り組めます。

②白河市地域包括支援センター・白河市西部地域包括支援センターの受託経営

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現のため、専門職員が相互に連携し、センターの基本業務の充実を図ります。また、高齢者の生活を支える様々な関係者とネットワークを構築し、情報交換や地域資源の開発・活用など密接な連携を図り、地域住民の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の地域における拠点となることを目指します。

③障害者自立支援事業（介護保険事業所と併用）

- ・居宅介護、重度訪問介護事業（障がい者ホームヘルプサービス）
- ・基準該当生活介護（障がい者デイサービス）

3 その他

- ①福島県共同募金会白河市共同募金委員会の事務局
- ②白河市民生児童委員連絡協議会の事務局
- ③屋内ゲートボール場の管理運営（すぱーく白河・すぱーく表郷）
- ④罹災（火災）見舞金支給事業
- ⑤百歳高齢者賀寿記念品贈呈事業
- ⑥体験学習及び資格取得に係る生徒等の受入
- ⑦福祉バスの運行
- ⑧白河市敬老会への協力
- ⑨白河市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業（地域包括支援センター）